



佐野市告示第57号

軽自動車税の環境性能割を課さない軽自動車

佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）附則第15条の2の2の規定に基づき、県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車を次のように定め、平成31年10月1日から適用します。

平成31年3月20日

佐野市長 岡部正英

県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める軽自動車は、日本赤十字社が所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- 1 救急の用に供する軽自動車
- 2 巡回診療又は患者の輸送の用に供する軽自動車
- 3 血液事業の用に供する軽自動車
- 4 救護資材の運搬の用に供する軽自動車
- 5 1から4までに掲げる軽自動車に類する軽自動車で県知事が認めるもの